

# 松 原 市 教 育 大 綱

～社会全体で人を育て、人が輝くための教育～

令和 6年 4月

松 原 市

## 1. 策定の趣旨及び大綱の位置づけ

本市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を示す「松原市教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき総合教育会議において、市長と教育委員会が協議し、教育行政を推進するため市長が策定するものです。

なお、この大綱については、松原市の教育方針となるため、教育、学術及び文化の振興に関わる全ての教員及び職員は遵守しなければなりません。

## 2. 策定にあたっての考え方と計画期間

この大綱は、国・府の教育振興基本計画（※1）を参酌した上で、平成31年3月に策定された松原市第5次総合計画との整合性を図り、これまでの大綱の基本理念・基本的な方針を継承し、新たに教育目的（ビジョン）を定め、本市の教育の現状を踏まえた必要な修正を加え、令和10年度までの期間とするものです。

---

（※1）（国）第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）

大阪府教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和14年度）

### 3. 基本理念

社会全体で人を育て、人が輝くための教育

### 4. 教育目的（ビジョン）

基本理念の方向性を明確に示すために、教育目的（ビジョン）を定めます。

今後の社会を構成する当事者として、責任ある行動をとり、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越える力、それらを総合し、「人間力」と表現します。

未来を切り拓く「人間力」の育成

#### ○めざす子ども像○

- ・ 将来への夢を持ち、地道に努力を重ねる子ども
- ・ 運動や学習、何事にも意欲的に取り組む子ども
- ・ 自分から挨拶できる等、豊かな人間関係をつくれる子ども
- ・ 自分と家族、他者（ひと）を大切にできる、思いやりのある子ども
- ・ 故郷まつばらを誇れる子ども

## 5. 基本方針

### (1) 「確かな学力」の向上を図るとともに「生きる力」を育みます

- ①生きて働く知識・技能の習得とともに、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成といった「確かな学力」を育むため、学校園全体で組織的・計画的にさまざまな学力向上の方策に取り組む。また、自ら学びに向かう主体的な力や創造力を養うため、学校園での取組みの充実に合わせ、家庭学習や基本的な生活習慣の確立に向け、家庭への啓発を図る。
- ②社会の一員として生きていくための規律・規範の確立と道徳教育やキャリア教育などを通し、全ての子どもがいじめを許さず、互いの人権を尊重するなど豊かな人間性の育成に努める。また、きめ細かな指導・支援ができる「ともに学び、ともに育つ」学校園づくりを進めるとともに、不登校の未然防止と、継続的な支援の推進を図る。
- ③教育活動全体を通じて、発達段階に応じた健康教育を進めるとともに、体力の向上におけた運動機会の確保に努める。また、安心・安全な学校給食の提供を行い、小中学校での食育の充実に努める。

### (2) 安心・安全に学ぶことができる学校園づくりを推進します

- ①セーフコミュニティの理念のもと、体および心のけがの原因となる事故、暴力等の予防に児童生徒が主体的に取り組む活動（インターナショナルセーフスクール）や学校園施設の予防保全の考えによる維持管理等により、安心・安全な学校園づくりを進める。
- ②教育公務員として求められる資質・能力の向上に努め、保護者や地域から信頼され、開かれた学校園づくりを進める。

### (3) 学びや育ちを支えるための地域における協働の取組みを推進します

- ①コミュニティ・スクールを核として、学校園と地域住民が協働し、教育活動への主体的な参画とともに、地域の活性化やネットワーク化を進める。
- ②全ての子どもが地域社会とつながりを持ち、多様化する児童虐待などを見逃さない地域コミュニティの充実に努めるとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門家や関係諸機関とも連携し、子どもの支援を一層進める。

**(4) 郷土への愛着を深めるとともに、誰もが学び続けられる機会を提供します**

- ①全ての市民が生きがいを持ち、心豊かで、健康な生活を送るため、市民ニーズや人権などに配慮した交流や学びの機会を提供するとともに、学んだことを社会に還元できる環境を整えていく。
- ②市民の学びたい、交流したい、社会に働きかけたいなどの多様化するニーズに応えられるよう、図書館、公民館などを有効に活用し、教育と文化の発展及び魅力あるまちづくりに寄与していく。
- ③市民の財産である文化財を後世に伝えるため、文化財の保護・保存に努めていく。また、文化財に親しむ機会の充実や文化財愛護意識の啓発など郷土への愛着と理解を深めていく。

## 6. 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律〈平成26年6月20日改正〉  
（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法〈平成18年12月22日法律第120号〉  
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。